

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 農地法第四十一条第一項の規定により裁定の申請があった件 二五
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二五
- 福島県警察本部
- 一般競争入札を行う件 二五

## 告 示

**福島県告示第三百二十五号**  
 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、令和六年五月二日付けで公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。  
 令和六年五月十七日

- 一 農地の所在、地番、地目及び面積  
 所在 地番 地目 面積（平方メートル）  
 耶麻郡西会津町下谷字道上 四番 田 九四七  
 同 郡同 町下谷字道上 九番 田 八七三  
 同 郡同 町下谷字道上 二十三番 田 一、三八四
- 二 農地の利用の現況  
 水稲の栽培に利用
- 三 農地についての申請者の利用計画の内容の詳細  
 水稲の栽培に利用
- 四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額
- 福島県知事 内堀雅雄

- 1 始期 令和六年六月二十五日
- 2 存続期間 五年
- 3 借賃に相当する補償金の額 一、二四、一六〇円
- 5 その他参考となるべき事項  
 （記載無し）

（農村振興課）

**福島県告示第三百二十六号**  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
 令和六年五月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
 塚原哲夫 小瀧富士夫 長谷川留四郎 長谷川フミ 長谷川健 五十嵐栄吉 長谷川一夫 齋藤竹次 長谷川護 三留保博 長谷川貞夫 岩淵サン 長谷川健 三留定江 青津義家 三留嘉平 三留芳雄 三留春松 二瓶幸雄 渡部保夫 齋藤元則 物永俊男 茂木敬子 佐藤テイ子 伊勢亀惣次郎 伊勢亀次男 伊勢亀政雄 長谷川健 清野幸栄 小瀧始 齋藤由美 小滝正 渡部榮一 薄シメ 小滝ヤマ 上野清喜 上野善男 長谷川徳次
- 二 通知の内容の要旨  
 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。  
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和六年農林水産省告示第七百十五号）によること。  
 （森林保全課）

## 福島県警察本部

**福島県警察本部公告第60号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける集合教育用運転シミュレーター装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年5月17日

福島県警察本部長 若田 英

**1 入札に付する事項**

- (1) 借入物品の名称及び数量 集合教育用運転シミュレーター装置 一式（機器の搬入・調整、保守、賃貸借期間終了後の機器の撤去及び原状回復を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和7年2月1日から令和14年1月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について生産し、販売し、又は相当期間貸与した実績を有し、当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (4) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借り入れ期間中円滑に行い得る者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年6月17日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において、令和6年5月17日（金）から同年7月1日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札説明書等の配布**

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙25枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

**6 入札及び開札の日時及び場所等**

- (1) 日時 令和6年7月2日（火）午前10時
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年7月1日（月）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

**7 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

**8 入札の無効**

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease: Driving Simulators for Group Education 1 set (including carry-in and adjustment of equipment, maintenance, removal of equipment and facility-restoration to original state after expiration of lease period)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 2 July 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 1 July 2024
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)